

受入廃棄物の種類及び受入基準

●受入廃棄物の種類

<産業廃棄物>

燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物含む。）、廃油（タールピッチに限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物含む。）、鋤さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物含む。）、ばいじん、13号廃棄物

<特別管理産業廃棄物>：廃石綿等

<※一般廃棄物>：※都城市の一般廃棄物に限る

燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係わる固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、ばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く）

<汚染土壌>：土壌汚染対策法に基づく汚染土壌、その他汚染土壌

●受入基準

種類	受入基準	
共通基準	①飛散、流出しないように必要な措置を講じてあること。	
	②著しい悪臭を発生しないこと。	
	③引火性、発火性、爆発性がないこと。	
	④原則として油分を含まないこと。（油膜を生じないこと）	
	⑤原則として廃棄物の最大径は概ね30cm以下であること。（但し、廃プラスチック類、ゴムくず、石綿含有廃棄物の最大径については個別基準を参照のこと。）	
	⑥原則として荷姿は、バラ積みまたはフレコンバック(最大1.5ton/個)とすること。	
	⑦合積み等により廃棄物の計量が2回以上必要となる場合は、目視で積み荷の判別および、それぞれの荷降ろしが可能であること。	
	⑧荷姿がドラム缶その他大型容器の場合は、事前に荷下ろし方法を提示の上、排出事業者の責任で行うこと。（最大重量2.0ton/個を超える場合、当社による荷下ろしは対応不可。）	
	⑨その他、基準に照らして判断が難しいものは、事前に相談すること。	
個別基準 <産業廃棄物>	燃え殻	①火気を帯びていないこと。
		②別表(1)に示す溶出量基準以下であること。
	汚泥	①含水率が85%以下であること。
		②別表(1)に示す溶出量基準以下であること。
	廃油	①タールピッチに限る。
		②別表(1)に示す溶出量基準以下であること。ただし、分析項目については事前に相談の上、決定とする。

	廃プラスチック類 紙くず	①中空状態でないこと。
		②最大径がおおむね 15 cm以下であること。
	木くず	①中空状態でないこと。
		—
	繊維くず	—
	動植物性残渣	—
	ゴムくず	①中空状態でないこと。
		②最大径がおおむね 15 cm以下であること。
	金属くず	①中空状態でないこと。
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを含む）	①中空状態でないこと。
	鉱さい	①火気を帯びていないこと。
		②別表(1)に示す溶出量基準以下であること。
	がれき類	①中空状態でないこと。
②木くず等の可燃物および金属くずを可能な限り選別し、除去したものであること。		
ばいじん	①火気を帯びていないこと。	
	②別表(1)に示す溶出量基準以下であること。	
13号廃棄物	①溶出試験結果が判定基準に適合すること。	
	②判断が難しいものは事前に相談すること。	
石綿含有廃棄物	①石綿含有廃棄物が、飛散、流出しないようにすること。	
	②フレコンバックで梱包する場合は、その重量が 1.5ton/個を超えないこと。	
	③石綿含有廃棄物である疑いのある廃棄物（例：スレート、ケイ酸カルシウム版Ⅰ種、窯業系サイディング、化粧石膏ボード、ビニル床タイル、ロックウール吸音板、木毛セメント板、内装・外装の仕上塗装など）の取り扱いについては、分析結果など確認のできる資料を提出の上、事前に相談すること。	
	④上記③の廃棄物に於いて、確認出来る資料が無い場合は、その旨を事前に連絡のこと。その場合、原則「みなし石綿含有廃棄物」として取り扱うものとする。	
	⑤「みなし石綿含有廃棄物」の取り扱いについては、①～②を準拠すること。	
〈特別管理 産業廃棄物〉	廃石綿等	①大気中に廃石綿が飛散しないように、あらかじめ固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた上、耐水性の材料で二重に梱包すること。
		②フレコンバックで梱包する場合は、その重量が 1.5ton/個をこえないこと。
		③廃石綿等である疑いのある廃棄物（例：保温材、断熱材、ケイ酸カルシウム版Ⅱ種など）の取り扱いについては、分析結果など確認のできる資料を提出の上、事前に相談すること。
		④上記③の廃棄物に於いて、確認出来る資料が無い場合は、その旨を事前に連絡のこと。その場合、原則「みなし廃石綿等」として取り扱うものとする。

		⑤「みなし廃石綿等」の取り扱いについては、①～②を準拠すること。
〈一般廃棄物〉	一般廃棄物	①産業廃棄物の受入れ基準と同じ。
		②都城市の一般廃棄物に限る。
〈汚染土壌〉	汚染土壌	①汚染状況（報告書、土壌含有量分析結果、第二溶出量分析結果など）を提示の上、受入可否を事前に相談すること。
		②別表(2)に示す受入基準以下であること。
		③最大径がおおむね 30 cm以下であること。
	その他土壌	①事前に相談すること。（油漏れなどによる汚染土壌を含む）

以 上

産業廃棄物搬入に係る成分分析項目と溶出量基準

別表(1)

2016年9月15日施行の「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」※2に基づく改訂版

No.	項目	汚泥	ばいじん	燃え殻	鉱さい	廃油 (タールピッチに限る)	溶出量基準値 (mg/L以下)
1	アルキル水銀化合物	○	○	○	○	—	不検出
	水銀又はその化合物	○	○	○	○	—	0.005
2	カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	—	0.09
3	鉛又はその化合物	○	○	○	○	—	0.3
4	有機燐化合物	○	—	—	—	—	1
5	六価クロム化合物	○	○	○	○	—	1.5
6	ひ素又はその化合物	○	○	○	○	—	0.3
7	シアン化合物	○	—	—	—	—	1
8	PCB	○	—	—	—	—	0.003
9	トリクロロエチレン	○	—	—	—	○	0.1
10	テトラクロロエチレン	○	—	—	—	○	0.1
11	ジクロロメタン	○	—	—	—	○	0.2
12	四塩化炭素	○	—	—	—	○	0.02
13	1,2-ジクロロエタン	○	—	—	—	○	0.04
14	1,1-ジクロロエチレン	○	—	—	—	○	1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	—	—	—	○	0.4
16	1,1,1-トリクロロエタン	○	—	—	—	○	3
17	1,1,2-トリクロロエタン	○	—	—	—	○	0.06
18	1,3-ジクロロプロペン	○	—	—	—	○	0.02
19	1,4-ジオキサン	○	○	○	—	—	0.5
20	チウラム	○	—	—	—	○	0.06
21	シマジン	○	—	—	—	○	0.03
22	チオベンカルブ	○	—	—	—	○	0.2
23	ベンゼン	○	—	—	—	○	0.1
24	セレン又はその化合物	○	○	○	○	—	0.3
25	ダイオキシン類 ※1	—	○	○	—	—	3ng-TEQ/g
分析項目と種類数		24項目25種類	8項目9種類	8項目9種類	6項目7種類	14項目14種類	

分析結果（計量証明書）は、試料採取日より1年以内のものに限る。

※1：ダイオキシン類の分析方法は、生物検定法（簡易検定）は認めない。

※2：当該省令施行後の2017年10月1日に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」では、当該リストの変更点はなし。

土壌汚染対策法に定められた土壌の受入れ基準

別表(2)

- ①第二溶出量基準以下であること。
②水銀について、土壌含有量基準以下であること。

分類	特定有害物質の種類	土壌含有量基準 (ERC受入基準) (mg/kg以下)	第二溶出量基準 (ERC受入基準) (mg/L以下)
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	-	0.02
	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	-	0.02
	1,2-ジクロロエタン	-	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	-	1
	1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の和)	-	0.4
	1,3-ジクロロプロペン	-	0.02
	ジクロロメタン	-	0.2
	テトラクロロエチレン	-	0.1
	1,1,1-トリクロロエタン	-	3
	1,1,2-トリクロロエタン	-	0.06
	トリクロロエチレン	-	0.1
	ベンゼン	-	0.1
第二種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	45	0.09
	六価クロム化合物	250	1.5
	シアン化合物	50 (遊離シアンとして)	1
	水銀及びその化合物	15	水銀が0.005 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	150	0.3
	鉛及びその化合物	150	0.3
	砒素及びその化合物	150	0.3
	ふっ素及びその化合物	4000	24
	ほう素及びその化合物	4000	30
第三種 特定有害物質 (農薬等)	シマジン	-	0.03
	チオベンカルブ	-	0.2
	チウラム	-	0.06
	ポリ塩化ビフェニル	-	0.003
	有機りん化合物	-	1 ^{※1}

※1 有機りん化合物：パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN の4物質に限る。